

1. かわみんタクシー登録証の廃止について

【経緯】

- 登録証は3年に1回、転居や死亡の確認を行うため、更新作業を行っており、現在使用している登録証の有効期限が2025年12月28日までとなっている。
- 登録証を廃止することにより、登録手続きが不要となり、町民であれば、誰もが利用可能になる。
- 登録証発行手続き及び登録者4,400名程度の更新作業が、大きな事務負担となっている。

【メリット】

- 登録申請手続きが原則不要で、町民誰もが制度利用可
- 登録証発行事務が不要となり、事務局負担が軽減

【デメリット・懸念点】

- ドライバーの確認事項が増加
→年齢早見表等を作成のうえ、負担軽減を図る
- 登録番号での利用者の紐づけができない可能性
→電話での受付となるため、タクシー会社のシステムで管理可能

【登録証の廃止に伴う利用フロー】

フェーズ	利用者	事業者
①予約時	利用日時、乗車場所等を運行事業者に連絡	-
②乗車時	身分証明書(マイナンバー・運転免許証・健康保険証・学生証)を提示	生年月日・町内者であること・割引運賃適用の有無を確認
③降車時	料金支払い	精算・日報にかわみんタクシー利用の有無を記載 (日時・乗降車地点・氏名・ 提示された身分証明書を明記)
④業者請求時	-	日報に基づき、翌月上旬までに町に未収額を請求
※身分証明書がない場合	政策推進課に利用者証（仮称）の発行を依頼	-

太字は登録証廃止に伴う変更点

【今後の流れ】

日程	内容	備考
9月・10月	事業者調整	川越駅前タクシー協議会含む
11月	制度改正手続き	
12月	住民周知	広報及びチラシ等で周知
令和8年1月4日	登録証廃止・新制度スタート	-